

聖学院大学(25)

■多くの若者が返済困難に度が劣化している。奨学生が心肺停止で上下肢麻痺（まひ）、いわゆる寝たきり状態に陥つても「精神若しくは身体の障害による」返還免除規定を適用しようとしないなど、奨学金を受けた多くの若者が返済困難を訴え、機構の対応に怒っている。

日本

学生

支援

機関

は、日本育英会など学生を支援する関連団体を統合して2004年に設立された。主たる業務は奨学金制度の貸与事業であるが、奨学金制度は大きく変貌している。

第一に、無利子貸与の第1種奨学金と有利子貸与の第2種奨学金となり、後者が圧倒的に増えたことである。12年度予算でみると、貸与金の総額は1兆1

9千人で第1種が38万3千人、第2種が95万6千人となつていて、除される特別免除制度、いわゆる免除職は1998年に4月から廃止されている。代わりに業績優秀者免除が創設されているが、9866人、145億37万円に留まっている。

確かに、貸与制度で奨学金を利用して進学できる人数は増大した。ただし、それを有利子の第二種奨学金制度で対応してい

る。現行、最高金額での借入は、月額12万円、入学時特例増額50万円で、学生支援機構による利率計算だと貸与総額626万円、返還総額843万6847

円、20年間毎月3万5152円

劣化する奨学金制度

柴田 武男 政治経済学部 教授



■ サラ金以上の取り立て
返還が遅れる(延滞利息は10%と跳ね上がる。さらに、1カ月遅れると本人に電話の督促、2カ月目は連帯保証人に、3カ月目は保証人にも、さらに延滞3カ月目には信用情報機関に事故情報として通知する。いわゆるブラックリストでクレジットカードや住宅ローンの借入に支障が生じる。組織たつた厳しい督促状況は一時のサラ金並みだと。いや違う、サラ金の方がましたと。サラ金は返済能力の調査を義務づけられ、返済困難な場合貸し手としての責任が問われる。ある。しかし、学生支援機構の奨学金制度には返済能力の調査は無い。むしろ無いことが要

学金制度の本質なのである。18歳の高校生時点で手続きが始まる。どんな職業に就くかも未知数な若者の返済能力を確かめようが無い。返済能力の調査が無いのであるから、返済困難者が相当数出ることを前提の貸付制度なのである。しかし、学生支援機構には返済免除したくても出来ない事情がある。

第2種の貸付金8021億円3729万円のほとんどは借入金で有り、市場から民間資金借入を行つていて2013年度は、約1・6兆円程度の調達を予定している。年間1800億円の日本学生支援債券の発行も予定している。銀行間の取引金利より低い金利で資金調達できるという超優良金融機関なのである。その高い信用度を支えているのが延滞率の低さであり、埼玉奨学会問題ネットワークの問い合わせ先は、埼玉総合法律事務所の鴨田譲弁護士（さいたま市浦和区岸町7の12の1 東和ビル4階 ☎ 048・862-0325、FAX 048・862-0425）である。

しばた・たけお 52年東京生まれ。東京大学大学院経済学研究科第2種博士課程満期退学。財団法人日本証券経済研究所主任研究員を経て、91年3月聖学院大学政治経済学部政治経済学科専任講師。03年4月より現職。埼玉県学金問題ネットワーカー代表。